

県立博物館関係資料

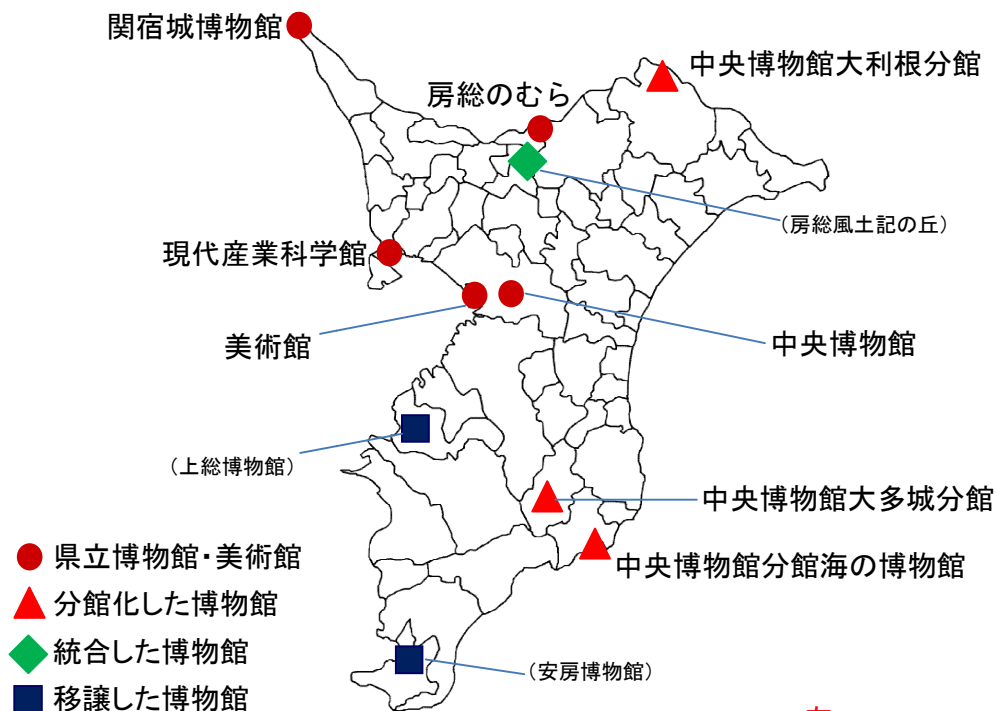
教育庁教育振興部文化財課

目 次

1	県立博物館・美術館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	県立博物館・美術館の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	県立博物館・美術館の入館者の推移・・・・・・・・・・	6
4	県内博物館設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	都道府県立博物館・美術館の管理運営状況一覧・・・・・・・・	7
6	設置根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1 県立博物館・美術館の概要

(1) 県立博物館・美術館（5館8施設）の位置



(2) 県立博物館の設置状況等

	S45	S48	S49	S50	S54	S61	H1	H6	H7	H11		H16	H18	H21	H22	H26
美術館			設置													
中央博物館							設置									
大根分館 （大根博物館）					設置								分館			
大多喜城分館 （総南博物館）				設置									分館			
分館海の博物館									設置							
現代産業科学館								設置								
関宿城博物館									設置							
房総のむら						設置						統合	指定管理			
房総風土記の丘			設置													
安房博物館 （館山市へ移譲）		設置													移譲	
上総博物館 （木更津市へ移譲）	設置													移譲		

2 県立博物館・美術館の特徴

県立中央博物館（千葉市中央区青葉町）

平成元年設置

平成 26 年度入館者 142,635 人

- ・ 県立博物館ネットワークのセンター機能を有する博物館
- ・ 自然誌を中心とし、歴史も加えた総合博物館
- ・ 植物、動物、地質、環境生態等の自然誌分野の専門職員が多く、研究実績は国内最高レベル
- ・ 附属する「生態園」は、房総の代表的な自然を再現し、動植物の生態を身近に観察できる



常設展示



生態園における体験の様子

分館海の博物館（勝浦市吉尾）

平成 11 年設置

平成 26 年度入館者 68,835 人

- ・ 房総の海の自然や生物をテーマ
- ・ 海岸沿いの立地を生かし、観察会やフィールドミュージアムなどの自然体験事業を数多く実施
- ・ 代表的な収蔵品は、ツチクジラ骨格標本や雌雄一対のイッカク骨格標本がある



ツチクジラ骨格標本



海辺での体験の様子

大利根分館（香取市佐原） 昭和 54 年設置 平成 18 年分館化
平成 26 年度入館者 16,668 人

- ・利根川下流域とその周辺の歴史・民俗・自然、千葉県農業がテーマ
- ・かつて使われた高瀬舟の模型や水郷地域で使用された農耕具・漁具などを展示
- ・下半期（10 月～3 月）は、学校向けなどの出前展示等に特化した活動



常設展示



利根川下流域の漁撈用具
(県指定有形民俗文化財)

大多喜城分館（夷隅郡大多喜町） 昭和 50 年設置 平成 18 年分館化
平成 26 年度入館者 104,134 人

- ・房総の城と城下町がテーマ
- ・房総の中世・近世の歴史や武器・武具、城下町の生活資料を展示
- ・敷地は県指定史跡「上総大多喜城本丸跡」
- ・房総半島中央部の観光拠点施設



外観



体験「甲冑試着」の様子

関宿城博物館（野田市関宿三軒家） 平成 7 年設置
平成 26 年度入館者 103,056 人

- ・利根川・江戸川を中心とした河川とそれに関わる産業、関宿藩がテーマ
- ・立地を生かしたかつての関宿城下の歴史・建物巡りや郷土食・古文書の講座を実施
- ・外観は、江戸時代に関宿城再建のモデルとなった江戸城の富士見櫓を模している



外観（遠景）



歴史講座「城下を歩こう」

美術館（千葉市中央区中央港） 昭和 49 年設置 平成 26 年改修
平成 26 年度入館者 30,036 人
（平成 27 年 1 月再開館）

- ・「みる・かたる・つくる」を運営方針
- ・本県ゆかりの作家の作品や関係資料の調査・収集
- ・美術関連の講演会や実技講座、ワークショップ、移動美術館などを実施



美術館全景



学校への出前授業の様子

現代産業科学館（市川市鬼高） 平成 6 年設置
平成 26 年度入館者 195,808 人

- ・鉄鋼・電力・石油・先端技術産業に応用された科学技術を、体験を通して学ぶ施設
- ・光・音・力学等の実験を毎日実施
- ・開館以来、県内企業、大学、研究機関を会員とする展示・運営協力会と連携している



常設展示



科学実験の様子

房総のむら（印旛郡栄町） 昭和 61 年設置 平成 16 年房総風土記の丘を統合
平成 18 年指定管理者制度導入
平成 26 年度入館者 248,704 人

- ・江戸時代から明治時代の房総に伝わる商家、武家屋敷、農家等を当時の自然環境も含めて再現
- ・国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳に隣接、文化財指定建造物を移築展示している
- ・房総の伝統的な技術や生活様式の実演と体験を行う



外国人の体験の様子



商家の町並みの様子



龍角寺古墳群 101 号墳

3 県立博物館・美術館の入館者の推移

(単位：人)

年度	美術館	中央博物館	大利根分館	大多喜城分館	海の博物館	現代産業科学館	関宿城博物館	房総のむら
H16	137,616	170,605	38,383	59,001	89,312	160,584	135,473	217,807
H17	132,608	191,694	36,311	60,552	82,361	175,768	139,581	202,769
H18	129,413	178,509	24,842	62,400	81,223	158,821	139,628	226,701
H19	140,468	159,425	15,500	63,115	77,645	170,558	138,893	234,243
H20	136,473	187,884	13,227	65,707	74,319	200,357	124,588	279,181
H21	148,630	145,444	13,123	81,595	81,020	174,712	132,752	258,653
H22	146,822	146,570	14,528	76,464	65,768	155,414	119,567	245,569
H23	208,185	174,516	25,166	77,494	59,817	176,379	107,984	279,292
H24	156,247	193,443	29,046	82,801	63,926	161,882	103,122	278,697
H25	0	184,059	36,743	82,292	61,210	161,365	98,376	268,659
H26	30,036	142,635	16,668	104,134	68,835	195,808	103,056	248,704

※美術館は、平成25年1月～平成27年1月まで耐震改修等工事のため休館

4 県内博物館設置状況

(1) 分野別設置状況

(平成27年度文化財課調べ)

分 野	県立	市町村立	私立	国立等	計
総合博物館	1	1	1	2	5
科学博物館	1	4	2	—	7
歴史博物館	2	5 4	7	4	6 7
美術博物館	1	1 0	1 3	—	2 4
計	5	6 9	2 3	6	1 0 3

(2) 博物館等未設置市町村 (9市9町1村)

習志野市、柏市、四街道市、富里市、銚子市、匝瑳市、東金市、大網白里市、勝浦市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、多古町、横芝光町、一宮町、長柄町、大多喜町、長生村

5 都道府県立博物館・美術館の管理運営状況一覧

(平成 27 年度文化財課調べ)

都道府県	直 営	指定管理者	その他	小 計
北海道	5	4	0	9
青 森	1	2	0	3
岩 手	0	2	0	2
宮 城	2	0	0	2
秋 田	3	1	0	4
山 形	1	2	0	3
福 島	2	2	0	4
茨 城	5	1	0	6
群 馬	5	0	0	5
栃 木	5	2	0	7
埼 玉	5	2	0	7
千 葉	4	1	0	5
東 京	0	5	0	5
神奈川	7	0	0	7
新 潟	3	1	0	4
富 山	0	6	0	6
石 川	3	0	0	3
福 井	5	1	0	6
山 梨	2	3	0	5
長 野	1	1	0	2
岐 阜	3	1	0	4
静 岡	1	0	0	1
愛 知	2	0	0	2
三 重	3	0	0	3
滋 賀	2	2	0	4
京 都	0	1	1	2
大 阪	1	3	0	4
兵 庫	5	1	0	6
奈 良	4	0	0	4
和歌山	4	0	0	4
鳥 取	1	4	0	5
島 根	0	5	0	5
岡 山	0	2	0	2
広 島	2	1	0	3
山 口	1	2	0	3
徳 島	3	1	0	4
香 川	2	0	0	2
愛 媛	1	2	0	3
高 知	0	3	0	3
福 岡	2	4	0	6
佐 賀	5	1	0	6
長 崎	0	2	0	2
熊 本	2	1	0	3
大 分	3	0	0	3
宮 崎	3	0	0	3
鹿児島	2	1	0	3
沖 縄	0	1	0	1
合 計	1 0 8	7 5	1	1 8 4

6 設置根拠法令等

(1) 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(2) 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）（最終改正：平成27年6月24日法律第46号）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

(3) 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）（最終改正：平成26年6月4日法律第51号）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法 による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(4) **博物館の設置及び運営上の望ましい基準**(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(5) **教育機関設置条例**(昭和32年4月1日条例第4号)(最終改正：平成24年3月23日条例第33号)

(設置)

第一条 この条例により設置される教育機関は、次のとおりとする。

博物館

第六節 博物館

(名称及び位置)

第二十条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立美術館	千葉市
千葉県立中央博物館	千葉市
千葉県立現代産業科学館	市川市
千葉県立関宿城博物館	野田市
千葉県立房総のむら	印旛郡栄町

(分館)

第二十条の二 千葉県立中央博物館に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立中央博物館大利根分館	香取市
千葉県立中央博物館大多喜城分館	夷隅郡大多喜町
千葉県立中央博物館分館海の博物館	勝浦市

(6) 小学校・中学校 現行学習指導要領（小学校：平成23年4月～ 中学校：平成24年4月～）

【総則】

(中学校) 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

【社会】

(小学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

(中学校) 第2 各分野の目標及び内容

〔歴史的分野〕

3 内容の取扱い

- (1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

【理科】

(小学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用するよう配慮すること。

(中学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。

【図画工作】

(小学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

【美術】

(中学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。

【総合的な学習の時間】

(小学校) (中学校)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

【特別活動】

(小学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(中学校) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。